

米国の新たな水際措置について

- 11月8日（月）以降、空路で米国に入国する非移民（非米国市民、非移民ビザ所有者）の入国には、「出発前検査結果（陰性証明）の提示」に加え、「ワクチン接種証明の提示」、「米国滞在時の連絡先情報の提供」が必要となります。
- 永住者（グリーンカード保持者）や移民ビザ所持者等は、「ワクチン接種証明」の提示は義務ではありませんが、同証明を提示しない場合、「出発前検査結果（陰性証明）」の検査のタイミングが「出発前1日以内」に短縮されます。

10月25日、バイデン米大統領は、2021年11月8日以降、空路で米国へ入国する非移民（米国市民、米国国民、永住者（グリーンカード保持者）、移民ビザ所持者、航空機乗務員は除く。）に対し、ワクチン接種証明の提示を義務付ける大統領布告を発出しました。

詳細につきましては、以下をご確認ください。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/proof-of-vaccination.html>

なお、本措置に関するお問い合わせは、米政府の関係機関又はご利用予定の航空会社へお願いします。

- 1 開始日：11月8日（月）午前0時1分（米東部標準時）
同時刻以降に米国向けに出発するフライトへの搭乗者に適用されます。
 - 2 空路で米国へ入国する際の要件
 - （1）非移民（非米国市民、非移民ビザ所有者、ビザ免除プログラム（ESTA）利用者）は、以下の【1】～【3】が必要になります。
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/noncitizens-US-air-travel.html>
 - 【1】 ワクチン接種証明の提示（ワクチン接種未完了者の例外は下記を参照）
 - ・ 接種証明の記載事項：「氏名」、「生年月日」、「接種記録の発行機関名」、「ワクチン製造元」、「接種日」
 - ・ 認められるワクチン：Pfizer-BioNTech、Moderna、Astrazeneca、Covishield、BIBP/Sinopharm、Sinovac（以上2回接種）、Janssen/J&J（1回接種）
- いずれも、ワクチン接種完了日から2週間（14日）以上が経過している

必要があります。

- ・ワクチン接種未完了者の例外

18歳未満の子どもやワクチン接種に医療上の禁忌がある方などは、CDCの定める必要書類を用意し、必要な宣誓を行うことでワクチン接種証明提示義務の適用から除外されます。詳しくは以下をご確認ください。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/proof-of-vaccination.html>

【2】出発前検査結果（陰性証明）

全ての空路入国者（2歳以上。米国市民や永住者を含む。）は、米国行きフライトの出発前に利用航空会社に対し、以下の書類が必要です。提示できない場合、原則航空機に搭乗できません。

- ・陰性証明書（ワクチン接種完了者は出発前3日以内に検査、ワクチン接種未完了者で例外規定が適用される方は出発前1日以内に検査。なお、例外が適用されない）又は過去90日以内に新型コロナウイルス感染症から回復したことを証明する文書の提示

- ・宣誓書の提出

【3】米国滞在時の連絡先情報（航空会社に提供）

「氏名（旅券上の表記）」、「米国滞在中の住所」、「電話番号」、「メールアドレス」

*米国滞在中電話やEメールが使えない場合は、日本の連絡先ではなく、滞在先ホテルや滞在を共にする友人、親族の連絡先などを記載。

詳細は、以下をご確認ください。

<https://www.cdc.gov/quarantine/order-collect-contact-info.html>

（2）米国市民、米国国民、永住者（グリーンカード保持者）、移民ビザ所有者
上記（1）【2】出発前検査結果（陰性証明）の提示（2歳以上）及び（1）

【3】米国滞在時の連絡先情報が必要です。

なお、出発前検査のタイミングは、ワクチン接種の有無により異なります。

- ・ワクチン接種完了者（ワクチン接種証明を提示）は、「出発前3日以内」

- ・ワクチン接種未完了者は、「出発前1日以内」

詳しくは以下をご確認ください。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/international-travel-during-covid19.html>

3 米国到着後の検査・自己隔離に関する推奨事項（継続）

CDC は米国到着後の新型コロナウイルス検査及び自己隔離について、以下のとおり推奨しています。

（1）全ての渡航者

- ・旅行後 3～5 日以内に検査を受ける（陽性の場合は、自己隔離）。
- ・新型コロナウイルス感染症の症状を自己観察する（症状が出たら自己隔離及び検査）
- ・州および地域（州政府・地方政府）の推奨事項又は要件に従う。

（2）ワクチン接種未完了者

- ・旅行後 3～5 日以内に検査を受けるとともに、検査結果が陰性であっても旅行後 7 日間は自己隔離する。
- ・検査を受けない場合は、旅行後、10 日間は自己隔離する。